

一九六〇年代前半における榎崎弥之助の国会質問（四）

——第四三回国会を対象として——

篠原 新*

第一節 はじめに

本稿では前稿⁽¹⁾に引き続き、榎崎弥之助が第四三回国会で行った質問について、榎崎の国会質問用ノートと国会会議録等を比較する形で検証する。⁽²⁾なお、本稿では、紙幅の関係上、第四三回国会の会期前半（一九六三年三月末まで）を対象とする。前稿でも記したように、榎崎は、大臣や官僚等との直接のやり取りが行われない本会議や公聴会での質問、また、事故や災害等の突発的現象が発生し、他の社会党議員等の質問に割り込ませてもらう関連質問などには計画を作成していない場合が多い。そのほか、資料やデータを要求する質問などでも計画を作っていない場合がある。このような場合には、実際の議論の概要を示すことにしたい。本稿で用いた榎崎の国会質問用ノート（榎崎ノート（一九六二—一））は、前稿で参照したノートと同じであり、九州大学文書館で閲覧することが可能である。⁽³⁾

第二節 第四三回国会(前半)での国会質問

(一) 一九六三年二月一三日 農林水産委員会(沿岸漁業構造改善事業について)

一九六二年二月二四日を招集日とする第四三回国会(常会)で、榑崎は主に農林水産委員会で質問を行っている。一九六三年二月一三日と翌日の質問では、事前に計画を立てておらず、今後の質問のために資料やデータを政府に要求している。そのため実際の議論をみていきたい。

この日の委員会では、農林漁業金融公庫法改正案と農業近代化資金助成法改正案が議題となっていた。最初の質問者となった榑崎はまず、毎年、政府が増資するたびに出資金の額を農林漁業金融公庫法改正案の第四条を改正する形で規定していくやり方には問題があると指摘した⁽⁴⁾。また、第一条の「目的」で農林漁業金融公庫以外の金融機関から借りることが困難な場合にその使命を果たすとされているが、実際には他の金融機関でも同様の条件で貸されているものがでてきているので、これも問題であると指摘した⁽⁵⁾。これに対し、松岡亮政府委員(農林経済局長)は、前者について、たしかに煩瑣であるが現状はこの方式を取らざるを得ないこと、後者については、貸付条件等をみると農林漁業金融公庫による融資との実質的な重複はないと考えていると答えた⁽⁶⁾。

その後、榑崎は、今国会に提出されている沿岸漁業等振興法案や漁港法改正案に関連することとして、沿岸漁業構造改善事業についての質問に進んだ。これは、都道府県知事が策定した沿岸漁業の事業計画を国が評価し、その評価に応じて国や都道府県が補助を行うというものであった⁽⁷⁾。榑崎は、この事業で使われる沿岸漁業構造改善資金が出される法的根拠を尋ねた⁽⁸⁾。松岡政府委員は「これは農業構造改善と同様に、特にその事業のための根拠となる法規はございません」と述

べ、法的根拠がないことを明らかにした。⁽⁹⁾ また、沿岸漁業等振興法が成立すれば、その裏付けの政策としてこの事業を推進していきたい旨を述べた。⁽¹⁰⁾ 檜崎は法的根拠もなく、この事業が進められていると批判し、「大体この構造改善事業の全貌をここへ資料として出すくらいいのであれば審議されぬじゃないですか。資金的にも、あるいはいろいろな計画があると思うのですが、そういうものを出していただくかぬと審議のしようがないと思うのですがどうか」と資料提出を要求した。⁽¹¹⁾ 中野和仁説明員（水産庁漁政部協同組合課長）は、本事業の概要として、補助事業と融資事業の二つに分けられること、また前者は経営近代化事業と漁場造成事業に大別できると述べた上で、昭和三七年度には五つの地域（宮城県、愛知県、山口県、長崎県、京都府）で実施されており、昭和三八年度には八つの地域（岩手県、秋田県、千葉県、静岡県、三重県、兵庫県、和歌山県、広島県）で実施される予定であることを説明した。⁽¹²⁾ 檜崎は、各都道府県の計画が五段階で区分されることにふれ、五段階の補助額等を示す資料や今後の予定を明らかにするように求めた。⁽¹³⁾ 中野説明員は、各都道府県の計画をAからEの五つのランクで区分しており、関係資料や既に決定している地域に関する資料は後ほど提出する旨を伝えた。⁽¹⁴⁾ 最後に檜崎は改めて沿岸漁業構造改善事業の全貌について資料を提出するように求め、質問を終えた。⁽¹⁵⁾ 以上のようにこの日の質問は、漁業、とりわけ沿岸漁業構造改善事業に関する資料やデータを求めるものであり、特に明らかにした事実等はなかった。

(二) 一九六三年二月一日 農林水産委員会（沿岸漁業構造改善事業について）

この日の委員会で檜崎は、政府から提出された資料を基にした質問を行った。檜崎はまず、沿岸漁業構造改善事業を再度、説明するように求めた。⁽¹⁶⁾ 和田正明説明員（水産庁漁政部長）は、提出した資料が「沿岸漁業構造改善の促進対策要綱」

であり、事業の概要とこれまでの状況を説明した。⁽¹⁷⁾ 檜崎は、その説明と資料では前日に質問していた各地区を五段階に分けることについての考え方が示されていないと指摘し、この点の説明を求めた。⁽¹⁸⁾ 和田説明員は、五段階は農林省内で審査する際の「一応のものさし」であると断った上で、以下の三つの指標を念頭に審査している旨を明らかにした。⁽¹⁹⁾ 第一は漁業者数や経営体の数などの人的指標、第二は海岸延長線の長さを基本とした漁場の指標、第三は沿岸の漁獲金額を主とした流通の指標である。続いて檜崎は、これらの指標に基づいて決定された各段階における補助額と段階毎に指定される地区数を尋ねた。和田説明員はこれらを具体的な数値を挙げながら説明した。以上により、審査指標と補助額、指定される地区数等が明らかになったため、檜崎は、これらに従った場合、長崎県を例にすると、県全体の事業量が四八億三四五万六千円に上る一方で、初年度の補助額は五千万円しかなく、本事業による補助金が「まことにみみっちい補助額」になると批判した。⁽²⁰⁾ 和田説明員は、四八億三四五万六千円には融資事業が含まれており、補助金の対象となる補助事業に限定すると漁場造成改良事業で四億六千万円、経営近代化促進対策事業で六億三千六百万円になると補足した。しかし、檜崎はそうであっても補助金が少ないと反論した。⁽²¹⁾ その後、各地域の段階を早く発表するように要求して質問を終えた。

この日の質問は、前日に要求した資料に基づくものであった。政府が提出した資料には檜崎が要求していたことの全てが示されてはいなかったため、政府側は口頭で追加的に説明した。これによって、沿岸漁業構造改善事業の審査指標や補助額等が明らかになり、檜崎は補助額を少なすぎると批判した。しかし、これ以上の議論には発展せず、対応策が検討されることはなかった。

(三) 一九六三年二月一日 外務委員会(李ラインと日韓漁業交渉について)

・ 檣崎の計画⁽²²⁾

檣崎は外務委員会で、当時、大きな問題になっていた李(承晩)ラインをめぐる日韓漁業交渉について質問することを予定していた。⁽²³⁾ 日本側は李ラインを認めていなかったが、日本の漁船が韓国側に拿捕されるなどの事件が多発していた。檣崎はこうした問題を追及するべく、大きく六つの項目からなる計画を作成していた。以下、その概要を示したい。

第一は、安全操業問題についてである。⁽²⁴⁾ まず、本年二月七日の予算委員会でも横路節雄委員(社会党)の質問に対し、大平正芳外務大臣が韓国の設定した四〇海里の「国防ライン」について、「国防ライン云々は、私ども関知しないのでございます。韓国がどういう範囲において警備をして参るかということは、韓国のきめる問題でございます。日韓の間できめるべき性質のものではないと心得ております」と答弁した⁽²⁵⁾ことの意味を質すことにしていた。具体的には、(イ)一国の国防、安全問題はその国が決めるべきもので、日韓国交正常化交渉とは別の次元だという率直な意味なのかどうか、(ロ)しかし、裏を返せば、韓国が自国の国防と安全(平和)のためにする措置を是認(黙認)することにしないか。さらに進んで考えれば、韓国の安全と国防にどれだけ日本が寄与(協力)するかという問題を孕むことにならないか、黙認、もしくは、無視することになれば、そのことが韓国の国防協定にならないかを問う予定であった。さらに、公海での安全操業が何らかの形で確約、保証されないと漁業条約交渉の根本的解決はありえないと思うが、その保証が条約的に明確にされない限り、妥結・調印はしないと確約出来るか、また、戸叶里子委員(社会党)による外務委員会での質問(一九六二年九月二日)で明らかにになったように、竹島問題の解決は、日本が国際司法裁判所に提訴し韓国が応訴すれば、それで一応の解決だとする大平外務大臣のような考⁽²⁶⁾えであれば、漁業交渉の場合も署名・調印は先に延ばして、近い将来、必ず漁業

一九六〇年代前半における檣崎弥之助の国会質問(四)(篠原)

二二二(二二二)

協定を締結するという合意に達したというくらいのところ、漁業問題は解決したのだというようなことになることは絶対にならないかを確認することにした。⁽²⁷⁾

第二は自主規制問題である。⁽²⁸⁾ 本年二月七日の予算委員会における横路委員の質問に対し、大平外務大臣が、この問題は一切、専門的な問題であるから、今、専門家の間で討議が行われていると答弁しているが、この問題は日本の国際漁業全般に影響を持ち、関連を持つ重大な原則（方針）であるから、単に専門家に任せる問題ではなく、政府として本問題に対する考え方を明確にすべきと指摘することにした。その上で、日ソ漁業協定は自主規制であり、日米加漁業条約は自発的抑止であるが、日韓漁業交渉では自主規制が問題になっているのか、また調整区域がそうなのかどうかを確認することにした。なお樺崎は、自主規制問題は一九五一年の国連国際法委員会の問題になり、一九五八年のジュネーブ会議に引き継がれている問題であるが、その考え方の基礎は、①沿岸国優位、②実績国保護であり、従って、この経緯から見れば韓国は不利になるので、先手を打って李ラインを設置したと考えていた。また、李ライン設置の妥当性について、韓国はまず大陸棚を言い出したが、これは大陸棚が存在しないのだから根拠にならないと捉えていた。そこで韓国側が、沿岸国優位論を持ち出したが、そうすると一二海里を認めねばならぬので、今度は国防ラインを言い出した、と樺崎は考えていた。

第三は、李ラインをめぐる韓国側に拿捕された日本漁船の損害賠償問題と漁業関係者への損失補償問題である。最初に樺崎は、この損害賠償問題に関する大平外務大臣の答弁が変化していることを指摘する予定であった。本年二月二日の予算委員会での野原覺委員（社会党）の質問に対し、大平外務大臣は、本問題は漁業交渉の一環として漁業交渉を通じて処理すると答弁していた。⁽³⁰⁾ しかし、それ以前の一九六二年九月二日の外務委員会での戸叶委員の質問に対して、大平外務

大臣は、この問題は請求権問題の一つだから請求権問題交渉でそのことを念頭に置いてやると答えていた。⁽³¹⁾ そのため樺崎はこの相違を明らかにした上で、この問題は一体、請求権問題なのか、それとも、漁業交渉問題なのかを問うこととしており、(イ) 請求権問題ならば既に合意に達しているが、この問題も従って解決したとみるのか、(ロ) 漁業交渉問題であれば、どういう形の交渉処理になるのか、別途、このための協定をするのかを尋ねる予定であった。さらに拿捕漁船の評価金額について、本年二月二日の予算委員会での野原委員の質問に、その金額は交渉中で言えないと大平外務大臣は答えているが、それ以前の一九六二年九月二日の外務委員会での戸叶委員の質問に対し、伊東正義水産庁長官が金額を答えている⁽³⁴⁾ ではないか、と追及する予定であった。また、拿捕漁船の損害賠償のほか、期待利益損失についてはどうなるのか、さらに韓国には損害賠償権、国内では漁業関係者への損失補償問題が残るが、それはどうなるのかを尋ねる予定にしていた。より具体的には損失補償の範囲として、一、拿捕漁船、船具、漁具、漁獲物の損害、二、抑留漁夫の得べかりし収入、慰謝料、家族の見舞金、三、不法な李ラインに入れないための漁場喪失の損害、四、拿捕されなかつたら収穫があつたであろう期待利益(予見可能性利益)⁽³⁵⁾ (船主と漁夫)の四項目を考へていた。

第四は、南北朝鮮問題である。日韓漁業協定と北鮮との関係はどうなのか、即ち、北鮮沖合漁業については一体どうなるのか、また、置籍船⁽³⁶⁾ について、南鮮の分は言い分はあるかもしれないが、元山、その他の北鮮の方の置籍船はどうなるのか、どこと交渉するのか、日本に持ってきた分について、南と北でどう分けるのかを問う予定であった。

第五は、一括解決問題についてであり、拿捕漁船返還等すべての懸案事項が解決して初めて一括解決になるのかどうかを確認する予定であつた。⁽³⁷⁾

第六は、合弁会社についてである。⁽³⁸⁾ 民間経済協力一億ドル問題と関連して、この構想を知らないと言うなら、もしその

動きが表面化した場合はどういう指導をするのか、外交正常化前でも作らせるか、それとも、正常化後にすべきと思うかを問う予定であった。

・実際の議論

最初に檜崎は池田勇人内閣総理大臣に対し、計画の第一項目である安全操業問題に沿う形で、現在の危険な状況の原因である李ラインを認めない立場で安全操業の確約が協定的に明確にならなければ、漁業協定を締結しないのかどうかを尋ねた。池田総理大臣は、「新しい漁業協定によりまして、国際的に見てこれは適当であるところまで(39)こぎつきたい」と述べた。これは檜崎にとって不明確な答弁であり、再度同じ質問を行った。しかし池田総理大臣は「私の漁業に関する考え方は、やっぱり国際的に納得のいくような方法でやるべきだと考えております」と答え、明確な態度を示さなかった。ここで檜崎は、計画に沿って、大平外務大臣が本年二月七日の予算委員会で韓国の設定した国防ラインは韓国の問題だから交渉の対象にはならないと答弁していることを明らかにした。そして、現実には、李ラインが漁業問題としてのラインだけでなく、韓国にとつての国防ラインになっていることを考えれば、国防ラインの問題を交渉の対象にしないという態度では、漁業交渉で李ラインの問題を解決できても、国防ラインとしての李ラインは残り、日本の漁船は危険な状況に置かれ続けるのではないかと指摘した。これに対し大平外務大臣は、「そういう公海におきまして排他的な権利を行使するということはいけないことだと思います、そういうことを認めるつもりはございません」と答弁した。(41) 檜崎はそうであるならば、このことを漁業協定とは別個の何らかの協定で明確にしなくては、漁業協定締結・調印はありえないのかどうかと質問した。大平外務大臣は「当然のことだと思います」と答えた。(42) 檜崎は「当然のこと、つまり、我々もそう思います」と述べ、「こういう意味で、何らかの形で、その李ラインの撤廃、それに類するものを絶対認めないという立場の確証が協

定の中に得られる、そうしなければ漁業問題の解決はあり得ない、このように私は確認をいたしておきたいと思いと(43)と総括した。

続いて檜崎は計画の第四項目である南北朝鮮問題に移った。そして、現在行われている交渉によって日韓漁業協定が成立した場合、北朝鮮の沖合漁業については「無法状態」になるのかと質問した。大平外務大臣は、「無法状態」になるのかどうかの明言は避け、北の地域に韓国の支配が及んでいないため、韓国との交渉では実効はあがらないとの見方を示した(44)。これは質問に答えるものではなかったが、檜崎はこれ以上追及しなかった。

次に、檜崎は計画の第三項目の損害賠償問題(イ)に移り、大平外務大臣が昨年九月二日の外務委員会で、韓国側に拿捕された日本漁船の損害賠償問題について、日韓交渉におけるその他の請求権問題の一つと答弁していることを指摘した。そして、この答弁通りとするならば、請求権問題が合意に達したことにより、この問題も既に解決したことになるのかどうかを尋ねた(45)。大平外務大臣は、この問題は請求権の問題ではなく、漁業問題一般として解決する方針であり、今、交渉中であることを明らかにした(46)。これに対し、檜崎はまだ問題はあるとしながらも、次に移った。

最後に檜崎は、再び南北朝鮮問題に戻り、韓国側が日本に返還を要求している置籍船について、現在、韓国の主権が及んでいない北側の港の置籍船の問題はどうなっているのかと尋ねた(47)。大平外務大臣はこの問題を請求権問題一般の解決に含ませて解決したいと考えている旨を答えた(48)。その後、檜崎は次の機会に質問を続けることを伝え、質問を終えた。

この日、檜崎は計画していた項目すべてを質問することはできず、また、順番通りに進めることもできなかった。しかし、李ライン撤廃の確約なしに漁業協定の調印は有り得ないということについては、意図していた通りの答弁を得たと言えるだろう。また、この日に質問できなかった問題や追及の余地を残した問題については、別の日に質問を続けることに

なつた。

(四) 一九六三年二月一九日 予算委員会第一分科会(ナイキ、板付の県道工事、板付の国際空港化について)
・ 檜崎の計画⁽⁴⁹⁾

檜崎はこの日、板付の国際空港化に関する質問を予定し、大きく五点からなる計画を作成していた。第一は、昭和三七年度予算による板付空港調査の結果を尋ねるものである。昨年二月二一日の予算委員会第四分科会において檜崎は、昭和三七年度(一九六二年度)の予算に福岡の空港調査費が組まれていることについて質問していた。⁽⁵⁰⁾今回はその結果について問うものである。

第二は、板付の国際空港化に関する各省での検討についてである。檜崎は、昨年質問したときにも関係各省で検討するという答弁であったが、この一年間に地元ではエプロン用地も含め具体的に進展しており、これらについて、各省で話し合われたことがあるかどうかを問う予定であった。

第三は、米軍が板付の国際空港化に好意的な反応を示している書簡を福岡市長に返信しており、これについての受け止めを尋ねることである。より具体的には、福岡市の阿部源蔵市長が米軍に板付の国際空港化を求める要望書を提出したことに對して、昭和三七年(一九六二年)六月七日に、在日米軍参謀次長のJ・G・スバングレー海軍大佐が、このことを日米合同委員会の施設分科委員会に公式に要望提案されるよう希望するという好意的反応を記した書簡を返信したことに⁽⁵¹⁾ついての受け止めを尋ねることである。

第四は、板付の国際空港化を日米合同委員会の施設分科委員会に提案する場合、その窓口は防衛庁であろうが、その前

に閣議決定の必要があるかどうかを尋ねることである。

第五は、費用負担についてである。国際空港である第一種空港の場合には全額国庫負担になるが、現在、米軍の管轄下にある板付の場合は、第二種空港の場合を適応してやるのか、それとも、第一種空港の場合を適用するのかを尋ねる予定であった。

・実際の議論

昭和三八年度一般会計予算の中で総理府所管の予算（防衛庁および科学技術庁関係）が議題となったこの日の予算委員会第一分科会において、榎崎は計画していた板付の国際空港化に関する質問ではなく、ナイキ（地对空ミサイル）に関する質問から始めた。⁽⁵³⁾ 榎崎は、本年二月七日の予算委員会において横路節雄委員（社会党）の質問に対し、志賀健次郎防衛庁長官が、昭和四〇年度を目途にナイキ大隊を北九州北区に設置するよう検討中と答えたことを挙げ、その具体的な場所を示すように要求した。これに対し海原治政府委員（防衛局長）は、検討中であり未定と答えた。榎崎は、この後も繰り返し具体的な場所を明らかにするよう求めたが、海原政府委員の答弁は同じであった。⁽⁵⁴⁾ そのため榎崎は質問を変え、今のところはナイキ・アジャックスということになっているが、核装備をしていることが「常識的」となっているナイキ・ハークユリーズが、将来、持ち込まれる可能性はあるのかと尋ねた。⁽⁵⁶⁾ 海原政府委員は「そういう計画は現在持ち合わせておりません」と答えたが、榎崎は「その可能性はあるということでございますね」と質問を重ねた。しかし、海原政府委員は「現在私どもは、ハークユリーズを導入することは考えておりませんし、そういう計画もございません」と同じ答弁を繰り返した。⁽⁵⁷⁾ これに対し榎崎は、今後の機会に譲る旨を伝えて、ナイキに関する質問を終えた。

続いて榎崎は、板付の拡張予定地内を横断している県道をめぐるトラブルについて質問した。以前にも榎崎が質問した

ように、板付北側の拡張予定地内には未舗装の県道（別府・比恵線）が横断していた。⁵⁸ 国はこの県道を廃止するように鶴崎多一福岡県知事に求めていたが、県道の廃止は県議会の議決が必要であり、社会党に所属していた鶴崎知事は県道廃止の議案を県議会に提出していなかった。そのため、県道はそのままにしながら周辺の拡張予定地内で滑走路建設の工事が進められていた。こうした中、工専用車両の通行等により県道が傷んでいるとして、一九六三年一月一七日、福岡県が防衛施設局を通じて米軍に県道を補修するように申し入れた。そして、米軍の請負業者により補修工事がなされたが、その内容は、未舗装であった県道を掘り下げて砂や碎石を敷くという「基礎工事」であった。この補修工事により、県道は滑走路建設中の拡張予定地と同じ基礎構造になった。一月三〇日、この実態が明らかになったため、地元労働組合等の抗議を受けて、福岡県は二月一二日、防衛施設局を通じて米軍に県道を復旧するように命令した。その後、県道は「復旧」されたが、実際には基礎工事がなされた地面の上に、県道部分にだけ土をかぶせただけであった。しかも、その位置は本来の県道の位置からずれていた⁵⁹ので、手直しする有様であった。

この日、鶴崎が問題にしたのは一月一七日の福岡県からの申し入れ内容と実際に行われた補修工事との相違についてである。鶴崎は林一夫政府委員（防衛施設庁長官）に「その補修工事は、限度を越えてなされたんじゃないませんか」と指摘し、「たまたま、その県道を荒らしたから、もと通りにしてくれという県側の要望に対して、いい機会といわぬばかりに、必要以上の、限度を越した——見かけは改修ですけれども、行為が行なわれたのではないですか」と質問した。⁶⁰ 林政府委員は「その補修工事を実施する場合に、米軍当局が防衛施設局長を通じて県当局に工事内容についての了解を得ておるのではありません」と述べ、県の了解を得ていると答えた。⁶¹ 鶴崎は再度、「……たまたま改修の問題が出たから、それに引っかけ、この際とばかりに、かねてより国が思っておった滑走路と同じ構造の県道にしてしまう」という意図のもとにやられた形跡

が私はあると思う」との見方を示し、本当に県の要望の通りにやったのかどうかを尋ねた。⁽⁶²⁾ 林政府委員は「ただいま申し上げましたように、工事内容については県当局の了解を得て実施したのでございます」とこれまでと同じ答弁を繰り返した。⁽⁶³⁾ その後もこの問答を繰り返したところで、板付の国際空港化問題の答弁者である今井榮文政府委員（航空局長）の次の予定時刻が迫ってきたために、檜崎はこの質問を中断した。

そして檜崎は、板付の国際空港化に関する質問を始めた。まず計画の第一に沿って、昭和三七年度の空港調査費に基づく調査の結果について尋ねた。今井政府委員は、地元市長を中心として、新たに三万坪から五万坪の民航地域（エプロン）を確保するため話し合いが熱心に行われていると把握しているが、まだその地域が確定していないので、調査費に基づく調査が実施できていないことを伝えた。⁽⁶⁴⁾ 続いて檜崎は計画の第二に進み、板付の国際空港化について関係各省で協議等を行ったことがあるかと質問した。今井政府委員は、各省間で特別の会議を持ったことはないが、将来、日韓航空路が開設されるとすれば、当然、板付は有力な一つの基地になるのではないかとの見方を示した。⁽⁶⁵⁾ 次に計画の第三に移り、福岡市長による国際空港化の要望に対して、在日米軍が好意的であることを示す書簡を出していることを挙げた。そして、日米合同委員会で板付の国際空港化が提起されれば、米軍も了承すると示唆しているのだから、残る問題はすべて国内問題と言えるのではないかという見通しを示し、この見通しの受け止めを尋ねた。今井政府委員は「おっしゃるようなことだと思いますが」と述べ、できるだけ速やかに民航地域整備のための用地確保の話し合いが進められることを希望すると伝えた。⁽⁶⁶⁾ さらに檜崎は計画の第四として、現在、板付は米軍の管轄下であり空港整備法が直接に適用されることはないかもしれないが、取り扱いとしては国際空港になるのかと尋ねた。今井政府委員は「ご趣旨のようにならざるだけ努力いたしたい」と答えた。若干曖昧さがあつたためか檜崎は、第一種空港と第二種空港で国と地元の費用負担が異なっていることに

ふれ、再度、板付の場合について尋ねた。今井政府委員は「福岡につきましては、私どもは用地買収についてもでき得る限り国で御援助いたしたい、かように考えておる次第でございます」と述べ、国の負担に積極的な考えを示した。⁽⁶⁷⁾

この後、檜崎は最後として、板付の国際空港化が日米合同委員会に持ち出される際、日本側で閣議決定という段階を置くのかどうかを尋ねた。今井政府委員は、防衛庁、外務省、大蔵省との協議の後、滑走路の共同使用や民航地域の拡大というテーマについては、日米合同委員会の施設分科会に防衛庁から出すことになるかと答えた。⁽⁶⁸⁾ この答弁を受けて檜崎は、先ほどまで県道問題でやり取りをしていた林政府委員(防衛施設庁長官)にも考えを尋ねた。林政府委員は「先ほど先生が述べられたように、本問題については米軍としては好意的に考慮するということも述べております。私どもも十分航空局と協議をしまして、手続を早く進めるように努力いたしたい、こういうように考えております」と答弁し、今井政府委員と同じく板付の国際空港化に積極的な考えを明らかにした。⁽⁶⁹⁾ このように板付の国際空港化については議論がスムーズに終わったため、檜崎は板付の県道問題に質問を戻した。⁽⁷⁰⁾

檜崎は林政府委員に対し、地元では基地の移転を求める運動が続いており、この意味で例の県道が持つ意味は重大としよう。たうえで、「それを、たまたま県が、道路がいたんだので、もと通りにしてくれという要請に対して、これをいい機会に、かねてより思っておったように県道を滑走路の構造と同じようにしてしまえば、オーバーランと滑走路とつながってしまうわけです。これは私は重大な国側の卑劣なやり方だと思っております」と批判した。⁽⁷¹⁾ そして、長さ一五〇メートル、深さ二メートル近くの工事を福岡県が了解したと言えるのか、また、「私どもは、法的な手続を経てやられるならば何もそう文句を言わないのです。やむを得ない場合もあるでしょう。しかし、そういう筋の違ったことをやられては困るということ、を再三言っているわけです」と追及した。林政府委員は「もちろん、細部のことについてはかれこれ行き違いがあったよ

うでございますが、大綱については県によく説明して了解を得たということでございます」と若干、答弁を変化させた。⁽⁷²⁾これに橋崎は「何が細部ですか。過去一年あなた方と県と交渉してきた、やり合いをしてきた問題の中心はそこにあつたのです。滑走路と同じ構造にするかどうか、それがあなた方の願ひであつたはずでしょう。われわれはそれに反対してきつた。それを細部なんてごまかしてはいかぬのです」と強く批判した。⁽⁷³⁾ここで、野原覺委員（社会党）が、櫻内義雄主査に、事態を明確にするために福岡県当局と防衛庁当局を参考人として喚問することを要求した。⁽⁷⁴⁾櫻内主査は理事会の意見も徴して善処する旨を答え、橋崎は質問を終えた。

この日、橋崎は計画していた問題だけでなく、ナイキの配備や板付の県道問題についても質問をした。ナイキの配備については目立った成果は得られなかったが、板付の県道問題については橋崎と政府の見解が大きく食い違つており、当事者を参考人として呼ぶ喚問が検討されることとなつた。ただし橋崎は、板付をめぐる全ての問題で政府と対立しているわけではなく、板付の国際空港化では、これに積極的な橋崎が政府をリードする形で質問を行つていた。⁽⁷⁵⁾

(五) 一九六三年二月二日 社会労働委員会（同和地区実態調査について）

橋崎はこの日、社会労働委員会で田中織之進委員（社会党）の質問に割り込ませてもらう関連質問を行っている。この関連質問には計画を用意していないため、実際の議論を検討したい。なお、橋崎が社会労働委員会で田中の質問に伴う関連質問を行うのは二回目である。⁽⁷⁶⁾

田中は、昭和三八年年度の同和对策の予算が要求額から大きく削減されたこと、また、同和对策審議会による同和地区の昭和三十七年度実態調査の結果がまだまとまつていないことを批判していた。⁽⁷⁷⁾田中の質問の後、橋崎は関連質問として、同

和对策審議会は、同和对策を総合的に前進させるためにできたのに、予算編成の段階では各省庁が(同和对策)審議会の結論を待つて予算編成を行う傾向にあり、特に農林省がそれに当てはまると指摘した。そして、このような状況をどう思うかを徳安實藏政府委員(総理府総務長官)に尋ねた。⁽⁷⁶⁾ 徳安政府委員は、審議会の結論にとらわれず取り急ぎやるべきものはやるべきであり、農林省等によく連絡する旨を伝えた。⁽⁷⁹⁾ 続いて榎崎は、審議会による昭和三七年度実態調査を拒否している五県(山形県、宮崎県、長崎県、富山県、石川県)の中に、黒金泰美内閣官房長官の出身地(山形県米沢市)が含まれていると指摘し、米沢市における部落の有無を尋ねた。⁽⁸¹⁾ 江守堅太郎説明員(同和对策審議会事務局長)は、山形県が自分の県ではそういうものはないとして調査を拒否していると答えた。⁽⁸²⁾ 榎崎は、山形県のような報告は重大であり、部落解放同盟の松本治一郎委員長が昭和三三年に行った調査によると、米沢市栄町に約一八〇戸の未開放部落があり、調査資料も昭和三四年に米沢市に提出していることを明らかにした。⁽⁸³⁾ そして、徳安政府委員に、内閣官房長官の出身地が調査を拒否しており、池田内閣として問題解決の熱意がないと追及した。徳安政府委員は官房長官に事情を聞くと答えた。⁽⁸⁴⁾ その後、榎崎は状況を明確にするように要求し質問を終えた。

榎崎は松本治一郎の秘書であったこともあり、同和問題に精通していた。この日は、黒金内閣官房長官の出身地と連関させる形で、池田内閣が同和問題の解決に消極的であることを示そうとしたが、答弁者が黒金官房長官本人ではなかったため、指摘だけにとどまり、深く追及することはできなかった。

(六) 一九六三年二月二六日 予算委員会第二分科会(漁業関係者への損失補償問題について)

榎崎は、この日、新たな計画ではなく、二月一八日の外務委員会での計画の第三項目を再度取り上げる形で、特に後半

部分の国内における漁業関係者への損失補償問題について質問を行った。檜崎は最初に、大平外務大臣に対し、韓国の政情が安定しているとみていた政府の見通しの甘さを指摘した。その後、日本政府が韓国に対して拿捕された日本漁船の損害賠償請求権があるとみて交渉しているのだから、国内的には漁業関係者に対する損失補償問題があるのではないかと質問した。大平外務大臣は現在交渉中であり「…そのまとまりを見ないと、今御指摘のような問題について、確たる御返答はできないと思います」と答えた。⁽⁸⁵⁾ 檜崎は納得せず、実際に国民の一部の人が損失を受けているのだから「…当然そういう船主や漁夫の人に、損失補償の問題があることは事実でしょう。それがわからぬというのはおかしいではありませんか」と質問を重ねた。しかし大平外務大臣は「解決した姿を見ていただいて、国内的な問題が起こるかどうかということは、その時点で考えるべきだと思います」と述べ、態度を明確に示さなかった。⁽⁸⁶⁾ その後しばらく同様の問答を繰り返した後、檜崎は昭和二九年三月一日の第五福竜丸事件のときには（アメリカからの）損害賠償の後に損失補償を行ったことにふれ、「損失補償をやるつもりかやらぬつもりか、今の政府の考え方として」と大平外務大臣に対し明確な答弁を迫った。しかし大平は「これは政治問題でございます、とくと考えなければならぬ問題だと思います」と答え、檜崎の質問に正面から答えなかった。⁽⁸⁷⁾

大平外務大臣のこのような態度を受けて、檜崎は、韓国による日本漁船拿捕の問題は李ラインが設定される前から起こっており、もう二〇年が経つのに、どうしてまだ損失補償をするかどうかの方針が決まらないのか、さらに、韓国との交渉がまとまらない場合には、国際司法裁判所なりに訴える手段もあつたはずなのにそれをせず「…こんな不当な不法な問題を、今までずっと引き延ばされておつた政府の責任を、一体どのようにお考えになりますか」と尋ねた。⁽⁸⁸⁾ 大平外務大臣は「私はあなたと気持は全然同じでございます」としたうえで現在努力中であると答えた。檜崎は「きょうの御答弁は実に私

どもは不満です。政府の今の態度は話にならぬと思うのです」と批判し、質問を終えた。⁽⁸⁹⁾

以上のように、檜崎は以前に作成していた計画に沿って質問を進めた。檜崎は、日本政府が韓国に対して拿捕された日本漁船の損害賠償請求権を主張しているのだから、国内的には損害を受けた漁業関係者に対し、政府が損失補償をすべきではないかと質問した。しかし大平外務大臣は現在交渉中であるとして、檜崎の質問に明確に返答しなかった。この意味で檜崎は意図していた答弁を得ることができなかった。

(七) 一九六三年二月二六日 農林水産委員会(漁業関係者への損失補償問題について)

檜崎は農林水産委員会で、この日、二度目となる質問を、庄野五一郎政府委員(水産庁長官)に対して行った。質問の主題は前の質問と同じく、漁業関係者への損失補償問題である。檜崎は庄野政府委員に対し、「韓国に対して損害賠償請求権があるという立場で臨まれておるといふことは、その裏側の問題として国内的には損失を受けた船主や漁夫に損失を補償する、すべきであるという建前だと論理的にはなるわけですが、そういう建前で臨まれておるかどうか」と質問した。庄野政府委員は、なかなか難しい問題があるとし、「：韓国に対して損害賠償請求権ありというのが、国内的に直ちに政府に賠償責任ありということには相ならぬと存じております」と答えた。⁽⁹⁰⁾ 檜崎は納得せず改めて「韓国に対して損害賠償請求権があるということとは、国内的には損失補償をするということが前提にならなくちゃおかしいじゃないですか」と追及したが、庄野政府委員の答弁は変わらなかった。⁽⁹¹⁾

そのため檜崎は、損害賠償請求権について韓国と交渉しているのだから、その根拠となる一九四七年から現在までの拿捕漁船の数や抑留船員の数、日本漁船の拿捕に伴う損害の水産庁の見積もり、さらに期待利益等についての資料を提出す

るように求めた。これに対し庄野政府委員は、損害の水産庁の見積もりは、現在、積算が十分に進んでおらず、一応の資料として大日本水産会⁽⁹²⁾で取りまとめているものを提出したいと答えた。⁽⁹³⁾ 損害賠償請求交渉の基礎となる損害額の積算が進んでいないことが明らかになったため、檜崎は「国が自信を持った資料なしに何の請求をなさっていらつしやいますか。何の請求をなさっておりますか。やる気があるのですか。ただ請求権はあるんだぞ、あるんだぞと言っているだけですか」と強く批判した。⁽⁹⁴⁾ そして、水産庁としていつごろまでに数字を出せるのかを尋ねた。庄野政府委員は、現在、日韓間で損害賠償請求の段階にまで交渉が進んでおらず、その段階になれば数字を提示しなくてはならないと考えていると述べた。檜崎は「今の御答弁では全然、拿捕漁船についての損害賠償をまじめにやるという気はないじゃないですか。そのときは出さなければならぬと思いますというぐらいで、どこに熱意がありますか」と批判し、別の機会に再度、追及すると述べて質問を終えた。⁽⁹⁵⁾

今回の質問で、檜崎は前回と同様に、韓国に対して日本が損害賠償を求めているのだから、国内的には損害を受けた漁業関係者に対して損失補償をすべきではないかと質問した。庄野水産庁長官は、大平外務大臣と同じく檜崎の考えには同調しなかった。そこで檜崎が、損害賠償請求交渉の基礎となる損害額の資料を提出するように求めたところ、損害額の積算が進んでいないことが明らかになった。損害額を問うことは檜崎の計画に含まれていたが、今回、明らかになったことはその損害額の把握ができていないことであり、檜崎は交渉に熱意がないと批判することになった。

(八) 一九六三年二月二七日 農林水産委員会 (漁業関係者への損失補償問題について)

この日も檜崎は、前日に引き続き漁業関係者への損失補償問題を追及している。この日は角屋^{かどや}堅次郎委員 (社会党) の

関連質問であり、檜崎はまず、前日の農林水産委員会で明らかになった損害額積算の不備を念頭に、重政誠之農林大臣に「請求権の基礎となる数字を大臣はお持ちでございませうか」と質問した。重政農林大臣は、農林省として確定的な数字はまだ検討中であるが、物的損害については日韓漁業協会で算定している漁船その他の損害として一四億という数字を持ってゐること、また、将来の得べかりし所得等については計算が難しく、まだ検討中であることを明らかにした。⁽⁹⁶⁾ 檜崎は「…損害賠償をまじめに請求する意欲が見られないようでありますが、どうでしょう」と述べ、重政農林大臣に「数字なくしてどうして請求権の問題が解決しますか」と尋ねた。重政農林大臣は「数字をきめずに、損害賠償の問題はやらずに片づけようというような、そういう考えは私は全然持っておりません」と答え、数字をもとに損害賠償の問題に取り組んでいく考えを示した。⁽⁹⁷⁾

続いて檜崎は、第五福竜丸事件の時にはアメリカから損害賠償を受け取り、それを漁民に支払ったことにふれ、今回も国として損害を受けた船主あるいは漁夫に損失を補償する考えがあるかどうかを質問した。重政農林大臣は「これは法律上漁民にかわつて政府が韓国に対して賠償の請求をすることが、それが直ちに国内法において政府が法律上韓国にかわつて漁民に賠償をしなければならぬということには必ずしもならぬのじゃないか」と大平外務大臣や庄野水産庁長官と同じ認識を示した。檜崎は、この答弁に納得せず、また別の機会で質問する旨を伝えて関連質問を終えた。⁽⁹⁸⁾

今回の関連質問で、船などの物的損失のおおよその額として一四億円という金額が明らかとなった。これは檜崎が、伊東水産庁長官の答弁(一九六二年九月二日外務委員会)で把握していた金額(一五、六億円前後)⁽⁹⁹⁾と近いものだった。しかし、一四億円には将来の利益等は含まれておらず、依然として損害額の全容は不明のままであった。また、国として損害を受けた漁業関係者に損失補償を行う必要があると考えるかという質問に対しては、重政農林大臣の答弁も否定的なも

のであり、大平外務大臣や庄野水産庁長官と同様であった。

(九) 一九六三年二月二十八日 農林水産委員会(第三次漁港整備計画と漁港改修事業について)

・ 榑崎の計画⁽¹⁰⁾

この日の農林水産委員会では、第三次漁港整備計画⁽¹⁰⁾が主な議題となった。榑崎は質問に先立ち、大きく三つの項目からなる計画を用意していた。以下はその概要である。

第一は、第三次漁港整備計画と今後の漁業の見通しとの関連についてである。榑崎は、漁港は漁業の生産基盤であり水産業の基点であるから、当然、水産業の総合計画と密接な関連性を持たねばならないと考えていた。そして、現在の漁港整備計画は、昭和二六年の第一次計画に次いで昭和三〇年に改正された第二次計画であり、それが現在の漁業情勢にも将来の漁業変化にも対応できなくなったとして、現在、新たに第三次漁港整備計画改正案が検討されつつあるが、その案は一応の最終目標年次を昭和四五年としており、榑崎は、この年は所得倍增計画の最終年度に合わせたものと認識していた。そこで、現状を基準として八年後の日本漁業の姿は一体どうなっているのか、具体的には、(イ)水産物の需要見通しについて、(ロ)漁獲高の見通しについて、(ハ)漁船勢力の見通しについての三点を問うことにしていた。

第二は、漁港整備計画について、第一次計画から第二次計画、そして現在までの事業の進捗状況を問うことである。榑崎は、第一次及び第二次計画で整備対象となった漁港は六〇四港、このうち完成したのは二四三港であり、未だに残っている事業があると考えていた。

第三は、本国会(第四三回国会)に提案されている昭和三八年度一般会計予算案の中にある港湾漁港空港整備事業費に

漁港改修事業が新設されていることについてである。⁽¹⁰²⁾ 檜崎は、この漁港改修事業が漁港整備計画のように、具体的工事内容等について国会の承認を必要とする事項(国会承認事項)なのか、それとも、その必要のない予算措置事項なのかを確認しようとしていた。さらに、第三次漁港整備計画の確立後に漁港改修事業を採択措置するのか、それとも、整備計画と合わせて措置するのかを問う予定であった。

・実際の議論

檜崎は計画の第一に基づき、第三次漁港整備計画の最終年が所得倍増計画の最終年度に合わせたものになっていることから、昭和四五年の漁業の見通しを明らかにするように求めた。⁽¹⁰³⁾ これに対し、庄野五一郎政府委員(水産庁長官)は、現時点での見通しとして、水産物の需要や漁獲高、漁船勢力等をデータとともに詳細に説明した。⁽¹⁰⁴⁾ 続いて檜崎は、現在の漁港の状態はあるべき姿の何%ぐらいに当たっているのかと質問した。庄野政府委員は、おおむねの数値として現在は三〇%程度、そして第三次計画では五〇%ぐらいにまで持っていきたいと考えていると答えた。⁽¹⁰⁵⁾

その後、檜崎は計画の第二を省いて、第三に進んだ。檜崎は、新設された漁港改修事業について、これを提案した理由を説明するように求めた。庄野政府委員は、漁業を取り巻く事情が日進月歩で変化が激しいので「弾力的な運営」のために漁港改修事業を考えた⁽¹⁰⁶⁾と説明した。檜崎は、「…整備計画の方は国会の承認を得るからきちっと出されておりますが、改修事業の方はその必要がないから出されておらないと思うのです。具体的な計画が立っておりましたら、もう少し御説明を詳細にお願いしたい」と求めた。⁽¹⁰⁷⁾ 庄野政府委員は、(漁港)改修事業として概ね八年間で四五〇港から五〇〇港を整備していく予定であり、事業費は概算で二五〇億円と答えた。漁港改修事業の目的と概要が明らかになったため、檜崎は、漁港整備計画は固定的であり弾力的な措置が必要になることは理解できるとし、「むしろ弾力性を持たせるのだったら、逆に

漁港法そのものをこの際考え直す必要があるのではなからうか。改修事業をしなければならないという必要は、漁港法からきておるのだと思うのです」と指摘した。⁽¹⁰⁸⁾さらに、八年間という漁港改修事業の期間と予算について「その裏づけはあるのですか、どうもこの改修事業というのは思いつきで、ちょっと大蔵省と話をつけてというような感じがして仕方がないわけですね」と尋ねた。⁽¹⁰⁹⁾庄野政府委員は、前者について、現在、農水省として漁港法改正の検討は進んでいないこと、後者について「予算を決定します場合の大蔵省との約束でございます」と答えた。⁽¹¹⁰⁾続いて榎崎は、漁港改修事業と漁港審議会との関係はどうなるのかと質問した。庄野政府委員は、漁港審議会に意見等の聴取も含めて一応の説明はしていると答えた。榎崎は「必須の条件ではないが、運営上審議会に一応諮っていくというふうに理解していいわけですね」と念を押し、続けて、漁港法そのものに再検討を加える時期が来ることや法的な整備も必要であることを指摘して質問を終えた。⁽¹¹²⁾

この日、榎崎は計画を用意していたが、実際には計画通りに進められたとは言いがたい。しかし、「弾力的な運営」のために国会承認を必要としない漁港改修事業が設けられたことやその期間、予算額等が明らかになった。そのほか、この事業が大蔵省との「約束」に基づくものであり、期間や予算について法的根拠がないことも明らかとなった。一方、漁港法の改正が必要な時期にきているのではないかと、榎崎の指摘に政府側が同調することはなかった。

第三節 おわりに

これまで榎崎が第四三回国会（前半）で行った九回の質問を検討してきた。全体として漁業関係の質問が多く、これらの質問は、沿岸漁業構造改善事業に関するもの、李ラインをめぐる損害賠償や損失補償に関するもの、第三次漁港整備計

画に関するものの三つに大別できる。このうち、沿岸漁業構造改善事業に関する質問(一)、(二)では、檜崎は計画を作っていないかったが、檜崎の質問によって沿岸漁業構造改善事業の概要が明らかになった。また李ラインをめぐる損害賠償や損失補償に関する質問では、檜崎は六項目からなる計画を作った上で質問に臨んでいた。そして初回の質問(三)でいくつかの項目について尋ねた後、次回以降は、漁業関係者への損失補償問題に絞って質問を重ねた(六)、(七)、(八)。李ラインをめぐる韓国側に拿捕され、損失を受けた漁業関係者に対し、国内的には政府が損失補償をすべきではないかという檜崎の主張に政府側が同調することはなかったが、その過程で日韓間の損害賠償請求交渉の基礎となる損害額の積算が進んでいないことが明らかになった。また、第三次漁港整備計画に関する質問(九)では、檜崎は計画を作成していたものの、漁港法の改正を検討すべきという檜崎の指摘は政府側に受け入れられなかった。

また、檜崎は、これまでに引き続き板付に関する質問(四)も行っていた。檜崎は拡張予定地内にある県道の補修工事の実態が福岡県の申し入れ内容と異なっていると厳しく追及した。政府側はこれを否定したが、当事者を参考人として呼ぶ喚問が検討されることとなった。一方で、檜崎は板付の国際空港化については積極的であり、事前に計画を作成していた。そして、檜崎がリードする形で政府側から板付の国際空港化を積極的に進める旨の答弁を引き出していた。その他、計画は作っていないかったが、同和地区の実態調査についての関連質問(五)も行っていた。檜崎は第四三回国会の後半でもこれらの問題を引き続き追及しており、次の機会に検証することにした。

(一) 拙稿「一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問(一)——第三八回国会を対象として」、『修道法学』第四三卷第二号(二〇二二年二月)、三七〇—三九二頁。拙稿「一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問(二)——第三九回、第四〇回国

会を対象として、『修道法學』第四四卷第一号（二〇二二年九月）、四四一―四七八頁。拙稿「一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問（三）——第四〇回、第四一回国会を対象として」、『修道法學』第四四卷第二号（二〇二二年二月）、二〇三―二三〇頁。

- (2) 檜崎は、第四二回国会（臨時会、一九六二年二月八日―十三日）では質問や発言をしていない。
- (3) これに関して檜崎氏のご遺族からご了承を頂きました。記してご遺族に感謝申し上げます。
- (4) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、一頁。
- (5) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、一頁。
- (6) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、一頁。
- (7) 社会党は、この沿岸漁業構造改善事業を政府が零細な兼業漁民の「大量追放」をねらったものとして反対する基本方針を発表していた（『朝日新聞』一九六三年二月九日朝刊二面）。
- (8) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、三頁。
- (9) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、三頁。
- (10) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、四頁。
- (11) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、四頁。
- (12) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、四頁。
- (13) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、四頁。
- (14) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、四頁。
- (15) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第七号、五頁。
- (16) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第八号、一頁。
- (17) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第八号、一―二頁。
- (18) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第八号、二頁。
- (19) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第八号、二頁。

一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問（四）（篠原）

11011 (11011)

- (20) 第四三回国会衆議院農林水産委員會議録第八号、三頁。
- (21) 第四三回国会衆議院農林水産委員會議録第八号、三頁。
- (22) 檜崎ノート(一九六二一)、二二―二三頁。
- (23) 檜崎はこれ以前にも李ラインをめぐる質問を二回行っていた(第四〇回国会衆議院外務委員會議録第一六号、八頁、第四一回国会衆議院外務委員會議録第五号、三〇頁)。
- (24) 檜崎は、安全操業問題の計画に関して、以下の新聞記事を参考にしてきた(檜崎ノート(一九六二一)、二四―二七頁)。「漁業制約の恐れ——国防ライン 政府、認めぬ方針」(『毎日新聞』一九六二年二月七日朝刊二面)、「新ラインは必要——朴議長、質問書に回答 竹島、正常化後に解決」(『読売新聞』一九六二年二月二日朝刊一面)、「日韓の焦点・漁業問題に——規制区域のめぬ 日本側態度」(『読売新聞』一九六二年二月二日朝刊一面)、「最長距離四〇カイリか——その外側に特別禁止水域も 韓国の漁業ライン案」(『毎日新聞』一九六三年一月二日朝刊一面)。
- (25) 第四三回国会衆議院予算委員會議録第八号、二八頁。
- (26) 一九六二年九月二日の衆議院外務委員会で、戸叶里子委員(社会党)が日韓漁業交渉に関連して、「竹島の解決ということ、は、一体、日本が国際司法裁判所に提訴した場合に、それに対して韓国が応訴することが解決というふうになさしておられるのか、そうでなくして、竹島は日本の領有のものである、日本に領有権が確認されたときに初めてこの交渉が妥結するというふうには私たちはとつていいのか」と質問した。大平正芳外務大臣は「予算委員会で申し上げたように、こちらは提訴し、先方が応訴するという状態になれば、一応の解決というように私どもはとつておるわけです」と答弁していた(第四一回国会衆議院外務委員會議録第五号、一五頁)。この外務委員会に檜崎も出席していた。
- (27) 檜崎はこれ以前の一九六二年九月二日に外務委員会で、今後結ばれる可能性がある日韓漁業協定について質問し、伊関佑二郎外務省アジア局長から、この協定が国会の承認を必要とする「条約」の形式を考えているという答弁を得ていた(第四一回国会衆議院外務委員會議録第五号、三〇頁)。
- (28) 檜崎は、自主規制問題の計画に関して、以下の新聞記事を参考にしてきた(檜崎ノート(一九六二一)、二四―二七頁)。「日韓の焦点・漁業問題に——規制区域のめぬ 日本側態度」(『読売新聞』一九六二年二月二日朝刊一面)、「日韓の焦点・漁業問題に——規制区域のめぬ 日本側態度」(『読売新聞』一九六二年二月二日朝刊一面)。

面)、「漁業問題でも難航必至——日韓交渉あす本格審議再開」(『毎日新聞』一九六三年一月二二日朝刊一面)、「社説 日米加漁業委開催に際して」(『読売新聞』一九六三年二月五日朝刊一面)。

(29) 一九六三年二月二日の衆議院予算委員会で大平外務大臣は自主規制について、「問題は一切の専門的な問題でございますので、今専門家の間で討議が行なわれておるわけでございまして、資源論から立脚してどのような魚獲の方法をとるかというようなことにつきましましては、議論があり得ることだろうと私は思っております」と答弁していた(第四三回国会衆議院予算委員会議録第八号、二九頁)。

(30) 一九六三年二月二日の衆議院予算委員会で大平外務大臣は韓国への損害賠償請求について「これから本格的に漁業の討議に入るわけでございますが、私が申し上げられる限度は、漁業交渉の一環として処理するつもりでございます」と答弁して、どのように主張をしていくかということは、今の段階におきましては申し上げられないわけでございます」と答弁していた(第四三回国会衆議院予算委員会議録第五号、二〇頁)。

(31) 一九六二年九月二日の衆議院外務委員会で、拿捕された船舶の賠償請求について質問した戸叶里子委員に対し、大平外務大臣は「その請求権問題というのは、いろいろたくさん問題がございますが、今戸叶委員が御指摘になったようなことも、その請求権問題の中の一つだと思っております」と答弁していた(第四一回国会衆議院外務委員会議録第五号、一二頁)。

(32) 韓国との請求権問題は一九六二年の年末に、無償三億ドル、有償二億ドル、民間借款一億ドルの経済協力でおおむね合意したと報道されていた(『朝日新聞』一九六二年二月二七日夕刊一面、『毎日新聞』一九六二年二月二九日夕刊一面、『読売新聞』一九六二年二月二六日夕刊一面)。

(33) 一九六三年二月二日の衆議院予算委員会で大平外務大臣は損害額について、「今の問題、幾らぐらいたの金額になるかということになりますと、事実百七十一隻の漁船の評価ということは、正確にやらなければならぬ性質のものでございまして、大まかに幾らになるというようなこととてだいたいお答えはできる段階ではございません」と答弁していた(第四三回国会衆議院予算委員会議録第八号、二二頁)。

(34) 一九六二年九月二日の衆議院外務委員会で、戸叶里子委員が、これまでに被った損害はどのくらいなのかを質問したところ、伊東正義水産庁長官は、漁船にかけられている保険金額を基に概算すると「…十五、六億前後が船そのものの被害ではなからう

一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問(四)(篠原)

一〇〇(二〇〇)

かというふうには推定いたしております」と答弁していた(第四一回国会衆議院外務委員会議録第五号、一〇頁)。

- (35) こうした損害賠償について、檜崎は、加藤一郎『不法行為法の研究』有斐閣、一九六一年、二二―四五頁を参考にしていた(檜崎ノート(一九六二)、三二面)。同書では、ビキニ環礁での水爆実験で被害を受けた第五福竜丸を例として損害賠償を検討しており、檜崎はこれを李ラインでの拿捕漁船に当てはめて考察していた。檜崎は、同書を一九六二年二月二十四日の予算委員会第一分科会における質問の際にも参照していた。

- (36) 船籍が日本以外の国に登録されている船舶のことであり、戦前は朝鮮に船籍があった置籍船の返還が日韓間の問題になっていた(『読売新聞』一九六〇年一月一九日朝刊二面、『毎日新聞』一九六一年一月一四日朝刊一面)。

- (37) 檜崎は、一括解決問題の計画に関して、以下の新聞記事を参考にしていた(檜崎ノート(一九六二)、二四―二七面)。「池田首相問題点に答える 日韓漁業問題譲らぬ」(『毎日新聞』一九六三年一月一八日朝刊一面)。

- (38) 一九五三年二月一日に韓国(京城)で李承晩大統領と会談した日本の水産界の代表団が、韓国側に基幹水産業今後の発展のために技術や資材の提供を申入れ、「おそらくは日韓合併漁業会社の設立問題も提示したのではないかとみられる」と報道されていた(『毎日新聞』一九六三年二月二日朝刊二面)。

- (39) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一一頁。

- (40) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一一頁。

- (41) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一二頁。

- (42) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一二頁。

- (43) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一二頁。

- (44) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一三頁。

- (45) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一三頁。

- (46) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一三頁。

- (47) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一三頁。

- (48) 第四三回国会衆議院外務委員会議録第二号、一三頁。

- (49) 檜崎ノート（一九六二―一、七面）。
- (50) 第四〇回国会衆議院予算委員会第四分科会議録第三号、二一頁。
- (51) 阿部市長による要望書（福岡空港の国際空港整備に関する件）（昭和三十七年五月一日）と在日米軍からの福岡市長宛回答（昭和三十七年六月七日）の全文は、板付基地移転促進協議会『板付基地問題資料集（下）』板付基地移転促進協議会、一九六七年、三〇四―三〇七頁に収録されている。
- (52) 空港整備法第六条により、主要な国内航空路線に必要な飛行場である第二種空港の場合は、工事費用のうち、国が三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担することになっていた。
- (53) 一九六二年九月四日、社会党は、日本の核武装につながるとして、ナイキ・アジャックスの導入に反対であることを政府に申し入れていた（『朝日新聞』一九六二年九月五日朝刊二面）。
- (54) 第四三回国会衆議院予算委員会議録第八号、一七頁。なお、横路の質問より前の一九六一年七月七日に自衛隊巡視のために福岡を訪れた西村直己防衛庁長官（当時）は、ナイキを北九州地区におく構想を持っていると発言している（『朝日新聞』一九六一年七月八日朝刊二面）。
- (55) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、一頁。
- (56) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、二頁。
- (57) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、二頁。
- (58) 第四〇回国会衆議院内閣委員会議録第一一〇号、八一―八六頁。第四〇回国会衆議院内閣委員会議録第一五号、二二―二七頁。
- (59) 県道をめぐる経緯は以下を参照した。福岡県平和委員会『消えた県道——板付拡張の謀略』福岡県平和委員会、一九六三年三月一日、二一―二七頁。板付基地移転促進協議会『板付基地問題宣言・決議集』板付基地移転促進協議会、一九六五年、七頁。板付基地移転促進協議会『板付基地問題資料集（下）』板付基地移転促進協議会、一九六七年、四九二―四九三頁。このうち、一九六三年一月一七日に福岡県が防衛施設局を通じて米軍に県道を補修するように申し入れたことについては、檜崎の質問と林一夫政府委員の答弁に依拠している（第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、二頁）。一方、福岡県平和委員会『消えた県道』では、一月一七日に防衛施設局が福岡県にケーブル埋設工事の許可を申請し、翌一八日に福岡県がこれを条件付きで

一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問（四）（篠原）

一九八（一九八）

許可したと説明されている(一二頁)。

- (60) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、二頁。
- (61) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、二頁。
- (62) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、二頁。
- (63) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、二頁。
- (64) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、三頁。
- (65) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、三頁。
- (66) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、四頁。
- (67) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、四―五頁。
- (68) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、五頁。
- (69) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、五頁。
- (70) 翌日の新聞には、檜崎の質問に答える形で、今井航空局長がこれまでの「検討中」という態度から板付の国際空港化に踏切る方針を明らかにしたと報道されている(『朝日新聞』一九六三年二月二〇日朝刊二面)。
- (71) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、六頁。
- (72) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、六頁。
- (73) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、六頁。
- (74) 第四三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第三号、六頁。
- (75) 檜崎の地元である福岡県では、この日の質問のうち、ナイキの北九州への配備と板付の国際空港化については報道されたが、板付の県道問題については報道されなかった(『西日本新聞』一九六三年二月一九日夕刊二面)。
- (76) 一回目は、一九六二年二月二八日の社会労働委員会での質問である(第四〇回国衆議院社会労働委員会会議録第一一号、一四―一五頁)。
- (77) 田中は前者について、予算要求額は約二八億円だったが、実際には一四億八三三四万七千円に減額されていることを批判して

いた。また、後者についてもその原因は予算の不足にあると指摘していた（第四三回国会衆議院社会労働委員会議録第二二号、七―八頁）。

(78) 第四三回国会衆議院社会労働委員会議録第二二号、九頁。

(79) 第四三回国会衆議院社会労働委員会議録第二二号、九頁。

(80) この調査の実施方法は、一九六二年七月三〇日の同和対策審議会で決定され、全国の市町村に委託して同和地区の実態を把握する基礎的な調査と主要地区を対象とした専門研究者による精密調査を行うことになっていた（『毎日新聞』一九六二年七月三一日朝刊一面）。また、一九六三年一月二四日には、この調査で得られる結果を各分野で審議するために、同和対策審議会に、教育、環境改善、産業職業の三部会を新設することが決定していた（『読売新聞』一九六三年一月二五日期刊二面）。

(81) 第四三回国会衆議院社会労働委員会議録第二二号、九頁。

(82) 第四三回国会衆議院社会労働委員会議録第二二号、九頁。

(83) 第四三回国会衆議院社会労働委員会議録第二二号、九頁

(84) 第四三回国会衆議院社会労働委員会議録第二二号、九頁

(85) 第四三回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第九号、一一頁。

(86) 第四三回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第九号、一一頁。

(87) 第四三回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第九号、一二頁。

(88) 第四三回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第九号、一二頁。

(89) 第四三回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第九号、一三頁。

(90) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一号、一二頁。

(91) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一号、一二―一三頁。

(92) 一八八二年に設立された水産業の業界団体であり、水産業界の意見を国の施策に反映させる活動を行っている (<https://suisankai.or.jp/>)。

(93) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一号、一三頁。

一九六〇年代前半における檜崎弥之助の国会質問(四) (篠原) 一九六(一九六)

- (94) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一号、一三頁。
- (95) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一号、一四頁。
- (96) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第二号、三頁。
- (97) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第二号、三頁。
- (98) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第二号、四頁。
- (99) 第四一回国会衆議院外務委員会議録第五号、一〇頁。答弁の内容は脚注三四を参照。
- (100) 檜崎ノート(一九六二一)、二二面。
- (101) 当時の漁港法第一七条により、漁港整備計画には国会の承認が必要とされていた。現在では、漁港漁場法第六条で漁港漁場整備長期計画の閣議決定後の公表が定められており、国会の承認は必要ではなくなっている。
- (102) 石野信一政府委員(大蔵省主計局長)は、漁港改修事業の新設は、事業実施の重点化と効率化を図るためと説明していた(第四三回国会衆議院予算委員会議録第一号、八頁)。
- (103) 第三次漁港整備計画(案)が昭和四五年度を念頭に置いたものであることは新聞でも報道されていた(『朝日新聞』一九六三年一月三一日朝刊二面)。
- (104) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、一一二頁。
- (105) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、二頁。
- (106) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、四頁。
- (107) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、四頁。
- (108) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、四頁。
- (109) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、五頁。
- (110) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、五頁。
- (111) 当時の漁港法では、漁港整備計画には漁港審議会の意見を徴することが定められていた(漁港法第一七条)。
- (112) 第四三回国会衆議院農林水産委員会議録第一三号、六頁。

一九六〇年代前半における榑崎弥之助の国会質問(四)(篠原)

一九四(一九四)

* 広島修道大学